2023年11月27日 参議院予算委員会　会議録抄

2023年度補正予算案質疑

○末松信介　予算委員長　次に、岸真紀子さんの質疑を行います。岸真紀子さん。

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　新型コロナウイルス感染症は、今年の5月に感染症二類から五類へと引下げとなりましたが、医療の現場からはいまだ大変な状況が続いているとお聞きしています。

　最初に、厚労大臣に、現在、現段階での政府としての現状確認をお答えを願います。

○武見敬三　厚生労働大臣　新型コロナについては、今年5月8日の感染症法上の五類感染症への位置付け変更後も、感染状況を注視しつつ、夏の感染拡大時には注意喚起や必要な対応の周知などを行ってきております。直近では、一週間の定点当たりの全国の報告数が、8月最終週以降、連続で減少をしております。全国的な流行は見られておりません。

　また、医療提供体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の対応に向けて、都道府県が策定する移行計画に基づき、受入れ機関を増やしつつ、段階的に移行を進めております。直近の状況としては、入院については最大で約6.5万人の受入れ体制と、外来についても約5万の医療機関を確保しております。

　現在、新型コロナの感染状況は落ち着いておりますけれども、引き続き、この感染状況等を注視しつつ、都道府県と密接に連携をして、必要な医療を提供できる体制、構築してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　少しずつ落ち着きはありつつと言いながらも、いまだにちょっと医療によっては、病院によっては断るということも起きていますので、そこの改善はお願いいたします。

　また、現在、インフルエンザがとても流行しております。私の地元でもインフル警報というのが出されているところです。これから冬を迎え、どうしても室内での換気というものが悪くなるのと、年度末に向けてどうしても移動が激しくなりますので、昨年も医療機関等では年末に向けて警戒をしていたと記憶しています。

　コロナとインフルエンザのダブル流行への対応を厚労大臣に伺います。

○武見敬三　厚生労働大臣　私どもも、この新型コロナとインフルエンザのこの冬のこの同時の流行については大変警戒をしております。広く国民の皆様にはこうした情報を提供して、厚生労働省のホームページなどでこの感染防止対策や流行の状況などをまとめた広報はさせていただいております。

　このため、新型コロナワクチンについては接種可能な全ての方に対して秋冬の接種をお願いするとともに、インフルエンザワクチンについても接種を希望される方に早めの接種の検討をお願いしております。

　また、同時流行も含めて、冬の感染拡大に備えながら、通常医療の中で対応できるよう、新型コロナに関わる体制等の重点化を図ったところでございます。各都道府県においては、こうした見直しを踏まえて、仮に新型コロナの感染が拡大した場合でも、インフルエンザを含めて通常の医療体制の中で受け止められるよう、必要な準備を進めていただいております。

　引き続き、こうした感染状況を注視しつつ、必要な対応、そして医療の提供体制、構築してまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　ただいま必要な医療体制を構築しているというふうに答弁はいただいたんですが、オミクロン株では、持病のある方や高齢の方が感染をきっかけに持病を悪化させるケースが目立ったと聞きます。今後も新たな変異株となる可能性もあり、コロナは終息したとは言えません。

　残念ながら、先ほども言いましたが、いまだに偏った病院にこのコロナの患者がなってしまっている、受け入れざるを得ないような状態になっているということが問題になっています。コロナ患者とコロナ以外の一般診療患者の両方が対応できる診療体制を維持できるように、国としても改めてお願いをしたいんです。これについては、統括責任者として岸田総理から御答弁をお願いいたします。

○岸田文雄　内閣総理大臣　新型コロナについて、今後も、もし感染が拡大したとしても、この一般医療と両立をしながら必要な医療が提供できる、こうした考え方に基づいて体制整備を進めています。

　すなわち、限られた医療機関における特別な対応から幅広い医療機関による自律的な通常の医療体制への移行、これを進めているところです。こうした円滑な移行を図る観点から、外来や入院の医療体制、患者の入院調整などに関する支援について、対象等を重点化しつつ支援を継続している、こういったことです。

　そして、こういった取組を続けながら、4月、来年4月からの通常の医療体制にしっかり移行できるように、取組を着実に進めていきたいと考えております。

**○岸まきこ**　通常の医療と並行してというんですが、やはりそのコロナの感染は、すごく感染力が強いということもあって、通常の医療では賄い切れないというのがあるんです。なので、引き続き病床確保料とかが必要になってくると思うので、そこはしっかり対応いただきたいです。

　次に、後遺症についてお伺いをします。

　新型コロナウイルスへの感染後、倦怠感や集中力の低下などの症状が続く後遺症に苦しんでおられる方がいます。（資料提示）

　立憲民主党は、6月14日に議員立法として、通称コロナ後遺症対策推進法と通称コロナワクチン健康被害救済法案の二本を衆議院へ提出しています。背景には、パネルにも書いてありますが、背景には、後遺症の実態がまだ十分に解明されていないことから治療へとつなげられていないという問題があります。

　厚労大臣にお聞きします。コロナ後遺症をどのように分析し対応されているか、お願いします。

○武見敬三　厚生労働大臣　この新型コロナウイルス感染症の後遺症については私どもも注視をしております。この実態把握のため、2020年度から実は研究を始めております。

　具体的には、罹患後症状を有する方の大半は時間の経過とともに症状は改善をいたしますが、症状が残存する方も残念ながら一定程度いらっしゃいます。感染者が罹患後症状を有した場合は、非感染者が何らかの症状を有した割合より2、3倍高かったことなどが既にこうした研究成果からは確認できます。

　厚生労働省におきましては、国内外の最新の研究等の知見等を盛り込んだ診療の手引きを作成をして医療機関向けに周知するとともに、対応する医療機関をホームページで紹介をするほか、さらに労災保険給付などの既存の支援体制の周知も行っております。また、今般の補正予算案にも研究費を盛り込んだところでございます。

　引き続き、罹患後症状を有する方が適切な医療や支援を受けやすい環境整備を推進してまいります。

**○岸まきこ**　医療機関のことはまた後ほど聞きますが、最初に、この今回の補正予算には、次なる感染症に備えた対策等として7908億円計上されています。コロナ後遺症に係る対策予算は幾ら計上となっていますか。

○武見敬三　厚生労働大臣　この感染症危機管理体制の強化に向けた研究という名目で22億円計上させていただいております。

**○岸まきこ**　様々なこの感染症に危機管理体制として研究で22億円計上となっています。その中にはコロナの後遺症も入っているということですね。

　後遺症といっても、症状の幅や程度もひどく、特に外出することも困難な倦怠感であったり、記憶障害など、症状が重い、長期間にわたるといった方への対応に絞ると、国や都道府県がリスト化している医療機関では、実際に受診してもうちでは診れませんとか、リスト化されている病院でも、後遺症への理解不足からなのか、医師から気のせいではないかと症状を否定されたということが起きています。

　例えば、コロナ罹患後は原因不明の倦怠感や痛みなどが続き、日常生活も困難になる筋痛性脳脊髄炎の場合、治療が適切に受けられる病院が少ない状況です。全国のコロナ後遺症患者当事者と家族からの要請では、治療できる医療機関を増やしてほしい、もっと近場で受診できるようにしてほしいといった切実な要望があります。また、先ほども、無理解による二次被害といいますか、症状を否定されるといった事例をなくすためにも、専門の医療機関を拡大してほしいです。

　こういった医療機関での事例は、コロナワクチンによる副反応や健康被害を受けた方にも共通する課題でもあります。量と質の両面から、後遺症やワクチン健康被害の相談、受診体制の強化が必要です。

　医療体制の強化に向けて、厚労大臣の答弁をお願いします。

○武見敬三　厚生労働大臣　委員御指摘のように、コロナの後遺症と類似のこうしたその症状をもたらす、まだ世界的にも原因が明確に解明されていない症候群がございます。

　この筋痛性の脳脊髄炎のほかに、慢性疲労症候群と今呼ばれていますけれども、こうしたものは神経系、免疫系、内分泌系などの全身の機能に異常が生じる複雑な病態でございまして、世界的にもいまだ病因それから病態が解明できておらず、疾病概念が確立していない状況であります。

　新型コロナウイルスの感染症と筋痛性脳脊髄炎、それから慢性疲労症候群の関係性に関して国際的な研究状況を把握するために、厚労科研費の研究班におきまして、神経内科の専門家を中心に詳細な文献検索及び内容の精査を行っているところであります。

　なお、こうしたことを受けて相談体制というものを、今現在の診療等の対応が可能な全国で約9000の医療機関、都道府県ごとにこの厚生労働省のホームページで公表しております。

　また、コロナ罹患後症状に悩む方には、議員の御指摘のように、他の疾患に類似した症状が見られますから、医療機関向けの診療の手引きにおきまして、こうした内外、国内外の最新の知見を盛り込んだ改訂を行った上での周知徹底もさせていただいております。

　なお、ワクチンの副反応などに関わる症状につきましては、全ての都道府県で相談窓口を設置するなど、その体制構築に取り組んでいただいているところでございます。

**○岸まきこ**　総理には、コロナの後遺症の方、周りにいらっしゃいませんか。お会いしたことありますか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　新型コロナの罹患後の症状について心配しておられる方はおられますが、症状がはっきりして治療等を受けておられる方は私の周りにはおられません。

**○岸まきこ**　そのとおりで、なかなか分からないんですよ。で、すごく困っている方がたくさんいらっしゃいます。

　こういった症状は、神経免疫の調査研究が必要と考えます。厚労省としても、先ほど言ったとおり、神経免疫の研究、治療確立を一日も早く確立していただくように更に推進をしていただきたい。これは、コロナワクチンによる副反応、健康被害も同じなんです。どうしても因果関係って難しいんですよ。

　厚労省として、この神経免疫の研究調査を積極的に進め、治療確立を果たすというふうに、大臣、お答えいただけるでしょうか。

○武見敬三　厚生労働大臣　先ほども申し上げたとおり、厚労科研費等でこの分野の研究は引き続き推進してまいります。

**○岸まきこ**　それだけじゃ多分足りないんですね。本当にもっともっと予算を掛けて研究していかないと、ワクチンの被害も含めて本当悩まれている方たくさんいるんで、是非ともこれは先に進めていただきたいです。

　もう一つ。先ほど厚労大臣のお答えにもありましたが、職場や学校での後遺症への理解が得られなくて失業せざるを得ない、そして生活が困っているという方がいらっしゃいます。御自身ではどうにもならない倦怠感があって、だけど倦怠感というのは他人には分かりにくい症状です。職場や学校での理解促進、さらには治療終了までの休業手当や傷病手当の延長又は充実が必要になっています。

　大臣、この点について改善いただけますか。

○武見敬三　厚生労働大臣　委員御指摘のとおり、こうした疾患に関わる職場での理解というものを周知徹底させることが極めて重要であります。

　実際、この罹患後症状の患者の対象となり得る支援措置として、傷病手当金、それから労災保険給付、それから障害年金、さらには生活困窮者自立支援制度等に基づく相談支援等があります。

　これらにそれぞれ該当するかどうか、しっかりと周知をさせ、そして必要な場合にはこれらを利用していただくということを私どもとしては推進し、こうした方々が職場で困難な状況に陥らないよう、我々としても努力をするつもりです。

**○岸まきこ**　総理、いまだにこの新型コロナウイルス感染症に伴う課題は残っています。コロナ後遺症、ワクチン健康被害、こういった当事者の声を是非、岸田総理もお聞きいただき、救済に向けて取り組んでいただきたいです。できればワンストップサービス、相談から治療まで、全部そこで完結できるような体制にしていただきたい。そのためにも、総理には先頭に立って取り組むと言っていただけませんか。お願いします。

○岸田文雄　内閣総理大臣　御指摘の新型コロナ罹患後の症状、それからワクチンの後遺症など、新型コロナに関する様々な健康への影響、こうしたことに不安を感じている方々に対して支援を行うことは重要だと思います。

　具体的な取組については厚生労働省を中心にこの実態の究明、解明と併せて対応を考えていくことになると思いますが、政府として、こうした支援が重要であるという観点に基づいて具体的な体制をつくっていきたいと考えます。

**○岸まきこ**ありがとうございます。総理、是非ともこれ進めていただきたい。

　また、コロナの場合でいうと、ゼロゼロ融資の問題もありますので、そこもしっかりと経済対策として取り組んでいただきたいと思います。

　次に、岸田政権は来年秋に健康保険証の廃止を決定しました。どう考えても、現段階で来年の秋の廃止は乱暴であると考えます。

　総理、聞く力で国民の声を聞いていないのですか。総理はなぜ延期を決断しないのか、お伺いします。

○岸田文雄　内閣総理大臣　御指摘のマイナ保険証ですが、これは我が国の医療ＤＸを進める上での基盤となるものです。患者本人の健康医療情報に基づくより良い医療を実現するためのものであると考えています。

　そして、来年秋に現行の健康保険証を廃止することとしておりますが、マイナ保険証への移行期に際しては、来年秋以降も最大一年間現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には申請によらず資格確認書を発行するなど、これデジタルとアナログの併用期間、これを設けながら、安心して確実に保険診療を受けていただけるよう措置を講じていく、このようにしております。

　もっとも、この現行の健康保険証廃止は、度々申し上げておりますように、国民の皆さんの不安払拭のための措置が完了すること、これが大前提だと申し上げております。今、ひも付けの総点検、そしてその後の修正作業の状況、これを今確認をしているところであります。そして、それを見定めた上で、更なる期間が必要と判断される場合には必要な対応を行う、このように申し上げてきております。

　今は、政府挙げて総点検の作業、これを着実に進めることが重要だと考えておりますし、それと併せて、このマイナ保険証の利用促進のための取組、これをこの現時点において着実に進めていく、これが重要であると認識をしております。

**○岸まきこ**医療ＤＸは進めればいいと思います。そこは賛成するところでございますが、一年間使えるといったって、健康保険証の期限に書いてあるのと違う期限になると、何か分かりづらいですし、本当にそれおかしいんですよ。だから、延期すればいいんですよ、それ。

　マイナ保険証利用を医療機関で河野デジタル大臣と武見厚労大臣がチラシを持って病院で啓発をしたということも聞きましたが、現在のところ利用率は何％となったんですか。政府参考人で構いません。

○伊原和人　厚生労働省保険局長　お答えいたします。

　マイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用件数でございますが、直近10月で約779万件でございまして、前月に比べると43万件増加してございます。そして、割合でございますが、四・五％となってございます。

**○岸まきこ**　4.5％なんですよ。件数増えたといっても、圧倒的多くは、オンライン資格で1億7334万件は、健康保険証で利用しているので、圧倒的少ないんですね。

　本補正予算には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組の推進として887億円計上しています。うち217億円掛けてマイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援をするようですが、大臣、これは何でしょうか。

○武見敬三　厚生労働大臣　御指摘のように、今般の補正予算案におきまして、マイナ保険証の利用率の増加に応じて医療機関等に支給する支援金や、医療機関等における顔認証付きカードリーダーの増設に対する補助金、217億円計上しております。

　具体的には、支援金については、医療機関等の本年10月のマイナ保険証利用率と来年の対象期間の平均のマイナ保険証利用率とを比較をして、利用率の増加量に応じて支援金を交付する仕組みでございます。また、顔認証付きカードリーダーの増設補助については、本年10月から来年3月までのいずれかの月のマイナ保険証利用件数が一台当たり500件以上の医療機関等を対象に、カードリーダーを増設した際に生じた費用の一部を補助する事業でございます。

　これらは、いずれも、今までの経緯を見てみますと、こうした利用率の高い医療機関は、かなり綿密に、受付の中にしっかりとした特設のレーンを設けたり、あるいはそこに補助員を付けて、そして事務的な受け止めをきちんとできるように、実は患者さんたちを誘導しております。

　こうしたことを奨励をし、そして推進するためにも一定のコストがそこでは必要になってまいりますので、こうしたことも含めて、インセンティブづくりとしてこうした体制を整えさせていただきました。

**○岸まきこ**　月の利用件数の総数が一台当たり500件以上のところへの費用の一部を補助、インセンティブと捉えているというふうにおっしゃっていました。お金を掛けなければ利用できない、いつまでこの血税を投入し続けるのかというところなんです。

　総理は、カードを持たせて利用させることにどれだけ莫大な費用を掛けるんですか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　利用いただけるためにどれだけ莫大な費用を掛けるのかということですが、具体的には、今回の補正予算において、利用促進のためには217億円計上をしております。

　マイナ保険証、先ほども申し上げたように、医療ＤＸの基盤となるものであり、患者本人の医療情報、健康情報、これに基づいてより良い医療を提供するものでありますが、それ以外にも、確実なこの本人確認による成り済まし防止ですとか、医療機関スタッフの手作業による事務負担軽減ですとか、多岐にわたるメリットが存在します。こういったメリットを踏まえたならば、一人でも多くの方にマイナ保険証を利用していただくことが重要である、こういった考え方に基づいて、今回の補正予算においても、先ほど申し上げました予算、これ計上したものであります。

　こうした取組によって、マイナ保険証のメリット、感じていただく、こうした医療現場での取組を後押しすることにつながると考えております。

**○岸まきこ**　今年4月から、マイナ保険証を利用しての初診での診療点数は2点、従来の保険証を利用すれば6点、再診の場合はマイナ保険証利用すれば加算がないのに対して、健康保険証だと2点。マイナ保険証を使わないことへのペナルティーとも言える制度が行われています。

　マイナ保険証利用促進のために公的保険に価格誘導的な制度が導入されたことは大問題です。国民にあまねく平等に医療を提供する国民皆保険制度に反するのではないかということを指摘させていただきます。

　なぜこうなるのか。総理、先ほども言ったように、自信がある制度だったら、こんな手段使わなくてもいいじゃないですか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　御指摘の点については、ペナルティーを科すというものではありません。診療報酬の加算措置については、患者情報の活用の評価とデジタル化による事務負担軽減効果を反映したものであると承知をしております。実際のこの問診等の事務負担が減るなど、そういった実態を反映した取組であると承知をしております。

**○岸まきこ**制度設計として破綻しているんです。今回の補正では、マイナ保険証を使えば医療機関に費用が入る。だけど、先ほど言った診療報酬の加算については、現行保険証使った方が病院は請求できるのでお金が入るんですよ。矛盾しています。マイナ保険証への信頼を回復させるためには、私は、現行の健康保険証の来年廃止をまず延期することが大事だと考えます。

　立憲民主党は10月20日に、開会日です、保険証廃止延期法案、別名で言うと保険証併用法案を衆議院に提出しています。マイナ保険証は否定はしませんが、健康保険証は併用すべきです。そうすることによって、医療機関も患者側の皆さんも強引な姿勢の政府への不信が解消されることになり、また、推進しているシステム関係者も含めて落ち着いた対応ができるので、トラブルが起きづらくなります。マイナ保険証への信頼回復につながるのではないでしょうか。

　総理、再度お答え願います。

○岸田文雄　内閣総理大臣　まず、議員立法の取扱いにつきましては国会でお決めいただくものであると考えています。

　そしてその上で、マイナ保険証の信頼ということにつきまして、まずはこのマイナ保険証というもののこのメリット、しっかりとお示しをさせていただいた上で、現状のこのマイナ保険証の移行についても、先ほど申し上げたように、デジタルとアナログの併用期間を設けるなど、この必要な措置を講じていくこととしております。

　そして何よりも、このマイナ保険証への移行、現行の健康保険証の廃止、これは国民の不安払拭が大前提だということを申し上げています。ひも付けの総点検、そしてその後の修正作業、これを見極めた上で、更なる期間が必要と判断された場合には必要な対応を行うと申し上げてきました。今行うべきこと、これは、この総点検の作業と、そして利便性、失礼、利用促進、こうした取組を進めていくことであると考えております。

**○岸まきこ**　マイナ保険証のメリットを分かってもらうためにも落ち着いた議論が必要だから、一回その来年の廃止を延長した方がいいですよというふうに言っています。

　これは本当にまだまだここただしていきたいですが、時間も限られているので、次の質問行きます。

　パネル御覧ください。

　岸田政権は、総合経済対策を発表し、今回の補正予算でも低所得者世帯に七万円の給付などを計上しています。経済対策は、同僚議員からも問題を指摘しており、私も効果に疑問を感じていますし、財政規律という観点からも問題が多いと感じますが、時間が限られているので、自治体が担う業務について伺います。

　パネルは10月26日の政府与党政策懇談会資料です。左側の緑の部分が低所得者世帯への支援となっておりまして、右側が2024年分の所得税3万円と2024年度分個人住民税1万円の合計4万円の定額減税。この給付と減税のはざまの部分に上部が波線となっているところがあります。

　総理、この波々は何でしょうか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　定額減税と住民税非課税世帯への給付のはざまにおられる方々への支援、これについても公平性等をしっかり勘案して手当てを用意しなければいけない、こういったことでありますが、御質問のその波線の部分についてですが、この定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々、まさにこのはざまの部分に入る方々ですが、その方々についても支援を行うわけですが、定額減税の恩恵を受ける程度はその所得階層によって異なることになります。そのそういった所得階層に応じた対応を行って公平性、平等性をしっかり確保する、こうした考え方を表した次第であります。

**○岸まきこ**　誰が対象となるのでしょうか。どういう方がもらえて、誰がもらえないのか。

　地域で住民の方が、あの人はもらっているのにこの人はもらっていない、何で私はもらえないのとかという話にならないかということを懸念しているんです。分かりにくくないかというところなんです。

　総理も分かっていないから波々なんじゃないですか。総理、お答えください。

○末松信介　予算委員長　その前に、担当大臣の新藤国務大臣。

○新藤義孝　経済再生担当大臣　これ、今日ちょうどテレビで御覧いただいていますので、皆さんも同じ思いがあるかもしれません。

　ここのところは、要するに、定額減税の4万円の納税に満たない方々、1円から39,999円までの納税の方は4万円引けないわけです。ですから、その納税額に応じて4万円と同水準の支援を行おうということで、それは3万円の納税をされている方、4万円に満たない額、それから2万円の納税されている方、4万円に満たない額、その間が違いますよということであります。ここは所得税をしかし納税されている、そういう皆さんでございます。ですから、あの人がもらえてとか、そういうことはありません。

　そして、何よりもですね、これは、今委員が御指摘のように、簡潔に、そして分かりやすくて迅速に、そしてまたある意味においての公平性、こういったものをつくっていきたい。迅速はとても重要で、これはもう徹底的に今検討しているところでございます。

**○岸まきこ**　徹底的に検討しているんだったら、迅速にというのがちょっと怪しいと思うんですね。

　で、これ誰が担うんですか。自治体が実務を担うんですか。

○新藤義孝　経済再生担当大臣　この所得税、ここの定率減税は個人住民税1万円と所得税の3万円です。ですから、所得税は源泉徴収若しくは確定申告。そして、波々のところも、結局のところ、この個人住民税と所得税、それぞれ負担されている方が違います。ですから、個人住民税の部分は、ここは支給、交付金として支給することになります、その納税していない部分は。ですから、そこは地方創生の交付金と同様のものでもってやろうと、こういうふうに思っているわけです。

**○岸まきこ**　こんな臨時的な業務が、情報もない中で、しかも制度設計も遅くて、まだはっきりと自治体には何も情報来ていないんですよね。

　しかも、2月から5月は、年度替わりで自治体は繁忙期ですし、新規採用職員もいたり、人事異動もあります。住民税減税も、確定申告後からチェックを行って、確定するのは5月、6月はその課税を確定して発送する時期なので、こういったことへの業務も多忙にあります。さらに、このよく分からない間のはざまの波々というのを見付けろと。これ、現場が混乱することは必至です。現場が混乱すれば地域住民の暮らしにも影響が出ますし、こういった政策を振り回すようなことはしないでいただきたいと強く抗議いたします。

　総理は、総理です、総理は、この制度の事務を実行する人たちが大変だというふうに予測できなかったんでしょうか。総理です。

○岸田文雄　内閣総理大臣　そういった実務に対する配慮は重要だと思うからこそ、これ、今般、今委員の方から御指摘あったはざまの方々に対しては、重点支援地方交付金による自治体の対応、これを中心に行うという基本、全体の概要ですとか、あるいは、この経済対策において、この地方自治体の事務負担に配慮するなどの方針、これを事前に示すことが自治体が準備を進める上でも重要だと考えて、早急に、この実態、こうした概要や方針を示したところでありますし、これに対する自治体の意見、あるいはこの事務の実態、こういったことについても検討を深めているところです。

　これ、こうしたできるだけ早い方針の提示によって自治体の協力を得ていかなければいけないと思いますし、なおかつ、先ほど新藤大臣からありましたように、この部分の制度設計において、こうした自治体において部署や時期によって様々な業務の繁閑がある、こういった実態の中で簡素かつ効率的な給付事務とすることが重要であるということで、年末までの成案を得るべく作業を進めているところであります。

**○岸まきこ**　本当に、先に発表出て、自治体に既に問合せ来ているんですよ。それ答えられないということを考えると、先に制度とかをちゃんと固めてからこういうものは発表していただきたい、そのことを強く言っておきます。

　これ、掛かる事務経費はもちろん、地方税や所得税減税に伴う地方交付税配分も含めて、経済対策に係るこの減税分は、地方に係る減額分ですね、これは全額国費で補填すると明言いただけますか。総理、お願いします。

○鈴木淳司　総務大臣　今般の総合経済対策におきましては、一人当たり4万円の所得税、住民税の定額減税を行うこととされております。税制についての詳細は、今後、与党税制調査会において御議論されるものと承知しております。

　なお、総合経済対策におきましては、個人住民税の減収額は全額国費で補填するとされております。また、所得税の減税を行った場合の地方交付税への影響につきましては、地方の財政運営に支障が生じないよう、年末に向けて財政当局と十分協議してまいります。

**○岸まきこ**　協議だけじゃ足りないから、明言していただけますか、総理と聞いています。

○末松信介　予算委員長　じゃ、担当大臣。

○新藤義孝　経済再生担当大臣　これ、委員お分かりだと思うんですけれども、まず、この緑色の部分は、この7万円の交付金、これは予算措置ですから、この補正予算が通れば速やかに開始します。そして、その前の様々な手続についても相談を始めています。

　それから、その後の、この来年のですね、来年度の定額減税、それから、それの間にあるここの、この住民税の均等割の世帯の方々、それから4万円に満たない納税の皆さんへの支援、これも既に水面下の打合せは始めております。これは税制に関わることですから、税調の決定があって、それが終わり次第速やかに進めます。そしてそれは、全て事務的な準備は今着々と進めている、このように御理解いただきたいと思います。

**○岸まきこ**　それを言うなら、7万円の減税、7万円の給付金だって、補正予算通るの早くても今月末ぐらいになります。その後から自治体では議会を通さなきゃいけないので、そもそもその発表を先に出していること自体がおかしいということを言わざるを得ません。

　もう質問の時間がないので、次に行きます。

　私は、国と地方の関係が崩れているのではないかということを懸念しています。

　1993年、衆参両院において、地方分権の推進に関する決議が全会一致で可決してから、今年は30年の節目です。岸田総理は93年に初当選された年と聞いていますが、この分権決議により機関委任事務制度が廃止され、法定受託事務、自治事務を問わず自治体は地域における課題を自主的かつ総合的に担うこととされ、地域住民の意思に沿って自治体の事務を総合的に行うことが期待されました。

　岸田総理は、国と地方自治体の関係をどのように捉えているでしょうか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　国と地方の関係、委員御指摘のように、地方分権に向けて推進の決議が可決された1993年の年に私も国会で初当選を果たしましたが、この地方分権というもの、要するに、地方がそれぞれの創意工夫ですとかそれぞれの発想によって問題解決を行うことによって質の高い行政サービスを結果として実現することができる、このための基盤をつくるものであると考えています。そして、地方分権改革についても、この身近な行政はできる限り地方自治体が担うということを基本にしながら、権限移譲や規制緩和、これを進めてきたものであると考えています。

　今後とも、地方の自主性あるいは自立性、これを高めるためにこの改革を進めていかなければならない、これが国と地方との関係であると認識、考えています。

**○岸まきこ**　総理から明快な答弁をいただきました。

　今回の補正予算には、普天間飛行場の移設として338億円が計上されています。辺野古新基地建設は軟弱地盤で予算がどんどん積み上げとなっていて、辺野古新基地建設工事の2009年当時の総工事費見積額と現時点での金額、その差額を教えてください。

○青柳肇　防衛省整備計画局長　お答えいたします。

　普天間飛行場代替施設建設事業等に係る経費の概略につきましては、いずれもその後の検討によっては変更があり得るということの前提で、平成21年には少なくとも3500億円以上とお示しし、その後、令和元年には、地盤改良工事の追加に伴う施工計画の見直しの結果や当時の工事の状況等を踏まえ約9300億円とお示ししており、その差額は単純に数字の部分だけを計算すれば約5800億円となります。

**○岸まきこ**　2009年から2019年に2.7倍の9300億円に引き上げ、9300億円と言っているが、進捗率でいえば、1兆を楽々と超えることは今からでも予想できます。

　このお金の問題も非常に問題ではあるんですが、先ほど総理にも答弁いただいた国と地方の関係性、これについて総理に伺います。

　2020年4月21日、防衛省が辺野古新基地建設の公有水面埋立法に基づく設計変更、いわゆる軟弱地盤に71,000本のくいを打ち込む工事を追加申請しました。沖縄県は、2021年11月25日、防衛省からの申請内容では工事や施設の安全性が確認できないことなどを理由として、法律の要件に照らし、申請を不承認としています。その後、県の不承認に対し、防衛省が私人として行政不服審査請求を行い、国土交通大臣が県の不承認を取り消す裁決を行いました。まず、この時点で自治への侵害と言わざるを得ないと私は考えています。

　さらには、本年10月5日、国土交通大臣は、県に代わって強制的に手続を行う代執行のための訴訟を提訴するということにまで行っています。一連の国の姿勢は余りにも強権的で、県の自主性を侵害する代執行は到底許されるものではありません。

　総理は、これは地方自治を否定することにならないでしょうか。代執行なんてしたら、対等とは言えなくなる。言葉だけになりませんか。（発言する者あり）

○末松信介　予算委員長　じゃ、まず担当大臣の木原防衛大臣。

○木原稔　防衛大臣　御指摘の、これ防衛省から請求したものでございまして、審査請求でございますけれども、防衛省の沖縄防衛局において、これは行政不服審査法という法律にのっとり行ったものであります。

　令和二年の最高裁判決においても、国の機関に対する埋立承認を撤回した知事の処分が行政不服審査の対象となる処分である旨を判示しているというふうに承知をしております。

　世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされるということは絶対に避けなければなりません。これは地元の皆様との共通認識でもございます。（発言する者あり）

○末松信介　予算委員長　じゃ、岸田内閣総理大臣。

○岸田文雄　内閣総理大臣　まず、手続については、今防衛大臣からありましたように、審査請求についても代執行訴訟についても、これは法律に基づいて手続を進め、そして裁判所において、変更承認申請に関し、承認しない知事の事務処理が違法であり、承認するよう指示した是正の指示が適法である旨の最終判断が示されたものであると認識をしております。このように、手続は法律に基づいて行いました。

　そして、地方自治に反するのではないかという御指摘がありましたが、これ、問われている課題がこれ地方にとってどういった意味があるのか、国との関わりにおいてどう考えるべきなのか、こうした議論はあるかと思いますが、いずれにせよ、この世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされること、これは絶対に避けなければならない、これは地元の皆様との共通認識であると政府としても考えております。

　こうした考え方に基づいて手続を進めていく、法律に基づいて手続を進めていきたいと考えております。

**○岸まきこ**　岸田政権与党は、国防政策が国家存立事務であるという部分だけを強調し、地方自治体の国防政策への関与を阻害していますが、国防に関連する施設が周辺住民の福祉を損なう可能性は高いんです。だからこそ、自治体が判断したことを国が覆すことに強い懸念を持っています。

　最初に確認したとおり、国と地方の関係は、対等、協力が大前提です。知事が承認しないことが、代執行要件の著しく公益を害する状態ではありません。むしろ、辺野古周辺海域に軟弱な沖積層が広く厚く分布しているといった調査もありまして、県の審査を尊重すべきです。自治体が地域住民の生活への影響を避けるために処分したものを行政不服審査請求で覆すことや、代執行ということをすれば、国が自治体を自由にコントロールできるということになりかねません。

　総理、聞く力があるんですよね。であれば、今大事なのは、所信表明演説で地方こそ日本の宝、底力ですと述べたのであれば、代執行という強硬手段ではなくて、沖縄県知事と時間を掛けて話合いをしてください。時間を取って対話すると言っていただきたい。総理、いかがでしょうか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　安全保障にも関わる課題についてどのように考えるのかということについて、今申し上げたように、法律に基づいて手続を進めていく、こういった取組を政府として進めているわけですが、その中で対話が重要だということをおっしゃいました。これは、対話が重要、これは全く異存はありません。だからこそ、普天間飛行場負担軽減推進会議があり、本年2月にも、沖縄県、宜野湾市の参加も得て作業部会を開催し、普天間飛行場の一日も早い全面返還と返還までの負担軽減のための具体的方策について意見交換を行っています。

　是非、引き続き、こうした意見交換の場を通じて地方の声も聞きながら、こうしたこの課題について結論を出していきたいと思っています。

**○岸まきこ**　ちゃんと話すべきです。そのことだけ再度言っておきます。

　次に、自民党の杉田水脈議員のアイヌ民族などに対する言動が、札幌と大阪の法務局から人権侵犯と認定されました。しかし、遺憾なことに、杉田議員は、謝罪するどころか、逆にネット番組で、こんな団体に謝罪するぐらいなら政務官を辞めますと昨年政務官を辞した理由を語っていたり、公金チューチューとやゆしたり、様々なひどいことを繰り返しＳＮＳで投稿しています。

　立憲民主党の国対ヒアリングでは、内閣官房担当者からは、当該事業は適切に執行され不正経理ではないと説明を受けております。

　岸田総理、アイヌ民族への偏見と憎悪をあおり続ける杉田氏の言動は、いかがお考えですか。なぜ放置するのでしょうか。

○岸田文雄　内閣総理大臣　御指摘の発言につきましては、杉田議員が総務大臣政務官を務めていた当時に、国会で御指摘を受けたブログの記事について、杉田議員本人が総務大臣政務官当時に、投稿で傷つかれた方々に謝罪した上でその表現を取り消したものであると承知をしています。また、御自身の判断で、国会審議に迷惑を掛けられないということで総務大臣政務官を辞任したものと承知をしております。

　そして、最近の言動について御指摘がありました。これは、政府としてこの議員の発言に一つ一つコメントすることは控えますが、政治家は、影響力を十分に自覚するとともに自らの言動について説明責任を果たしていくこと、これが重要だと考えています。アイヌの人々に対してアイヌであることを理由として差別すること、こんなことはあってはならないと認識をしております。

　政府としては、アイヌ施策推進法に基づいて、アイヌの方々が民族としての誇りを持って生活できるよう、その誇りが尊重される社会を実現するべく力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　こういった差別を繰り返す行動を国会議員が行っているとすれば、人権がないがしろにされないかということを心配しているんです。

　なので、日本国の総理として、これをちゃんと、放置しない、そして自民党の比例代表で受かっているので、これも放置しちゃいけないということです。ちゃんと対応してください。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○末松信介　予算委員長　以上で岸真紀子さんの質疑は終了いたしました。（拍手）